

平成29年 九州北部豪雨により被害を受けられた方へ

所得税・復興特別所得税関係説明会

この度の水害により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

今回の災害により被害を受けられた方には、税制上の措置(手続き)等があります。商工会では、下記の日程にて説明会を開催致します。重要な説明会となりますので、是非ご参加頂きますようお願い致します。

日時 平成29年11月13日(月)

① 10:00～12:00 ② 13:30～15:30

※どちらも同じ内容です。

会場 朝倉市商工会 本所 (朝倉市宮野2053-2)

内容

- 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合の処理
- 災害により事業用資産などに被害を受けた場合の処理
- 見舞金などを受けられた場合の処理
- 災害による消費税について
- その他
- 質疑応答

講師 税理士 徳永 文男 氏 (朝倉市商工会専担税理士)

持参物 筆記用具 ※参加費無料

参加申込書

申込方法 ① FAX: 0946-52-3019 (下記表にご記入頂きFAX願います)
② TEL: 0946-52-0021

事業所名		連絡先	
参加者氏名			
参加時間 (どちらかに○)	①10:00～12:00	②13:30～15:30	